



はいさい

編集企画・発行
 沖縄防衛局
 総務部報道室
 〒904-0295
 嘉手納町字嘉手納290番地9
 TEL (098) 921-8131
<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>

北澤防衛大臣来沖



四軍調整官と会談場所へ向かう北澤防衛大臣 (キャンプ瑞慶覧)



記者会見の様子

パンフレットを仲井眞県知事に手渡し北澤防衛大臣

北澤防衛大臣は、平成二十三年五月七日から八日までの日程で沖縄県を訪れました。

七日午後、沖縄県庁において仲井眞知事と会談（写真上）し、普天間飛行場の県内移設及び危険性の除去については、昨年五月の日米合意に基づいて真剣に追求していく立場でしっかりとご理解を頂くよう努力していく旨述べるとともに、「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」のパンフレット（十二ページに概要掲載）を手渡しました。また、キャンプ瑞慶覧にグラック四軍調整官を表敬し、東日本大震災の支援への感謝の意を伝え、旧泡瀬ゴルフ場において新垣北中城村長から跡地利用の説明を受けるなどしました。

翌八日、自衛隊機により宮古島を訪れ、宮古島分屯基地を視察するとともに下地宮古島市長を表敬しました。その後、那覇市内において記者会見を行いました。

目次

CONTENT

嘉手納飛行場における航空機の運用実態調査 (目視調査)の結果	2
嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の航空機の騒音状況	4
県内企業の工事受注機会拡大と実績	6
グアム移転事業についての疑問にお答えします！	7
キャンプ・ハンセンの土地の一部返還 (恩納バイパス用地) について	8
地上デジタル放送への完全移行に伴うNHK沖縄放送局による難視聴対策に係る共同使用手続きについて	8
特定防衛施設周辺整備調整交付金の用途の拡充	9
嘉手納飛行場における海軍駐機場の移転の進捗状況	10
県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施への取組み	11
「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」のパンフレット発行	12
お知らせ	12

嘉手納飛行場における航空機の運用実態調査（目視調査）の結果

1 調査目的について

嘉手納飛行場においては、同飛行場周辺住民等から、日頃から外来機が飛来し訓練を実施するため騒音が増加している、あるいは平成18年5月のロードマップに基づく同飛行場所属の航空機の訓練移転期間中に外来機が飛来し訓練を行っているため騒音が増加し、負担軽減が実現されていないとの御指摘を踏まえ、外来機の飛来状況について、平成22年4月から外部委託により目視調査を実施しています。

2 目視調査結果の活用について

この目視調査の結果については、一年間の調査を終え、本年4月、公表したところですが、引き続き、同調査を継続することによってデータの蓄積を行い、同飛行場における航空機の運用実態の更なる把握に努め、同飛行場から派生する騒音の問題等に関し、周辺住民の方々の負担軽減に資することができるよう活用してまいりたいと考えています。

3 調査結果について

(1) 嘉手納飛行場の常駐機（12機種）

嘉手納飛行場の常駐機については、米軍に確認した結果、以下のとおり。

区 分	機 種
戦 闘 機	F-15
戦闘機以外	KC-135（空中給油機）、RC-135（電子偵察機）、E-3（早期警戒管制機）、C-130（輸送機）、MC-130H（特殊戦機）、MC-130P（特殊戦機）、HH-60（救難ヘリコプター）、P-3C（対潜哨戒機）、EP-3（電子偵察機）、UC-12（輸送連絡機）、セスナ機

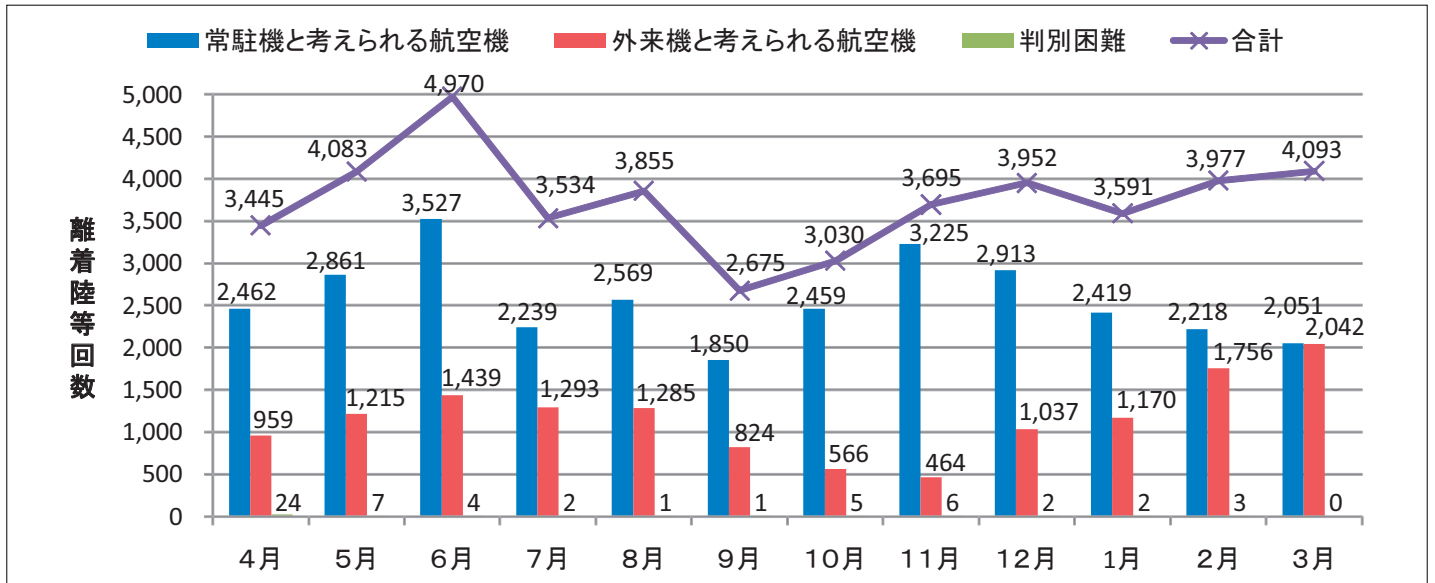
(2) 確認された主な外来機

区 分	機 種 名	
戦 闘 機 (攻撃機を含む)	FA-18、F-22、AV-8、F-16、A-10	
戦闘機以外	空中給油機	KC-135、KC-130、KC-10
	輸送機等	旅客機、C-130、C-2、C-5、C-9、C-12、C-17、C-20、C-40、HC-130、UC-12、UC-35、MK-58
	偵察機等	RC-135、U-2、E-3
	回転翼機	CH-46、AH-1、SH-60、CH-53、MH-60、UH-1、UH-60、HH-60

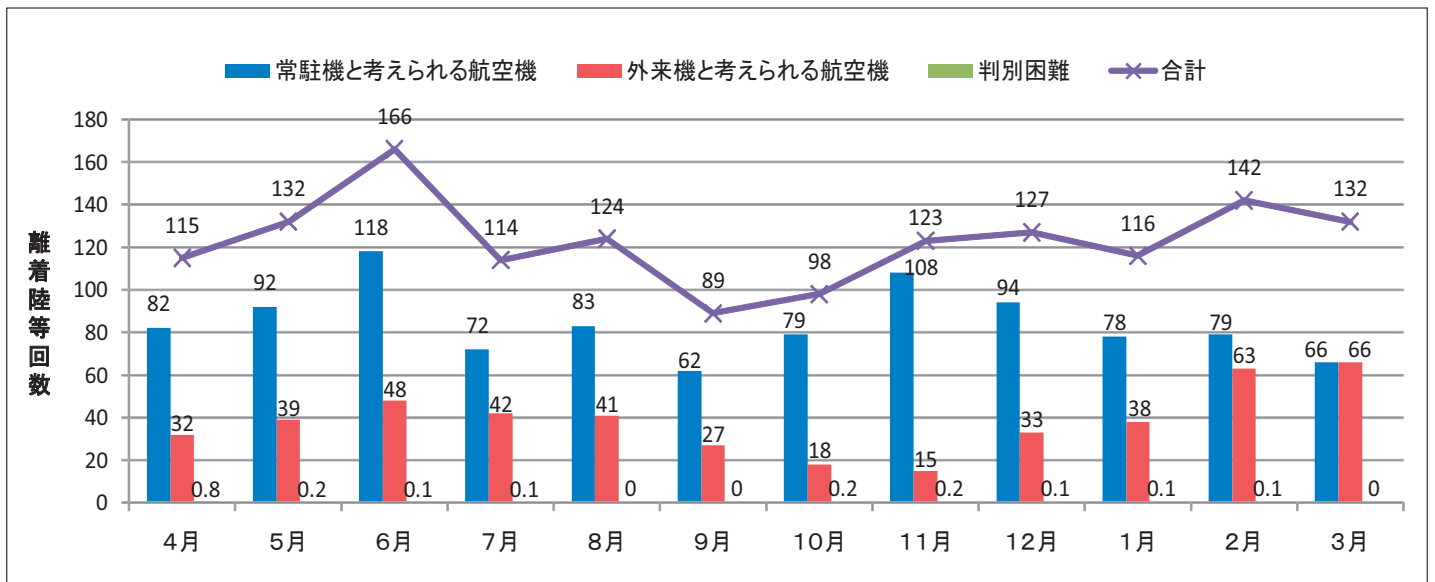
(3) 離着陸等回数（離陸、着陸、タッチ・アンド・ゴー、通過及び旋回の合計） ア 総括表

月別	常駐機と考えられる航空機			外来機と考えられる航空機			判別困難	合 計
	戦 闘 機	戦闘機以外	小 計	戦 闘 機	戦闘機以外	小 計		
4月	728回	1,734回	2,462回	348回	611回	959回	24回	3,445回
5月	1,327回	1,534回	2,861回	713回	502回	1,215回	7回	4,083回
6月	2,062回	1,465回	3,527回	778回	661回	1,439回	4回	4,970回
7月	787回	1,452回	2,239回	780回	513回	1,293回	2回	3,534回
8月	1,137回	1,432回	2,569回	759回	526回	1,285回	1回	3,855回
9月	662回	1,188回	1,850回	298回	526回	824回	1回	2,675回
10月	1,135回	1,324回	2,459回	73回	493回	566回	5回	3,030回
11月	1,557回	1,668回	3,225回	62回	402回	464回	6回	3,695回
12月	1,484回	1,429回	2,913回	388回	649回	1,037回	2回	3,952回
1月	866回	1,553回	2,419回	783回	387回	1,170回	2回	3,591回
2月	760回	1,458回	2,218回	1,248回	508回	1,756回	3回	3,977回
3月	562回	1,489回	2,051回	1,462回	580回	2,042回	0回	4,093回
合計	13,067回	17,726回	30,793回	7,692回	6,358回	14,050回	57回	44,900回
1日平均	35.8回	48.6回	84.4回	21.1回	17.4回	38.5回	0.2回	123回
割合	29.1%	39.5%	68.6%	17.1%	14.2%	31.3%	0.1%	100%

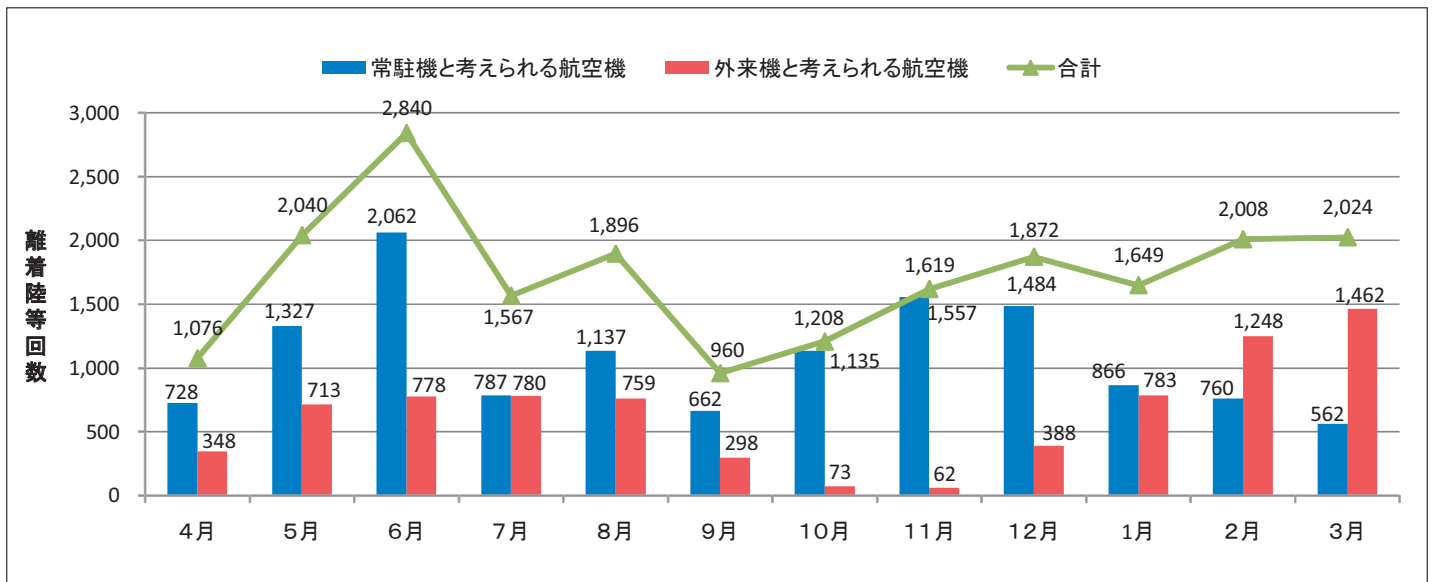
イ 月別離着陸等回数



ウ 1日当たりの平均離着陸等回数



エ 戦闘機の離着陸等回数



嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の航空機の騒音状況

当局は、嘉手納飛行場周辺等の滑走路両端2箇所及び周辺12箇所の計14箇所、及び普天間飛行場周辺の滑走路両端付近2箇所を含む同飛行場の東西南北の計4箇所に航空機騒音自動測定装置を設置し、常時、騒音の発生状況及びその変化の把握に努めているところであります。

平成22年度航空機騒音状況として各測定点のWECPNL(※)は右図のとおりです。

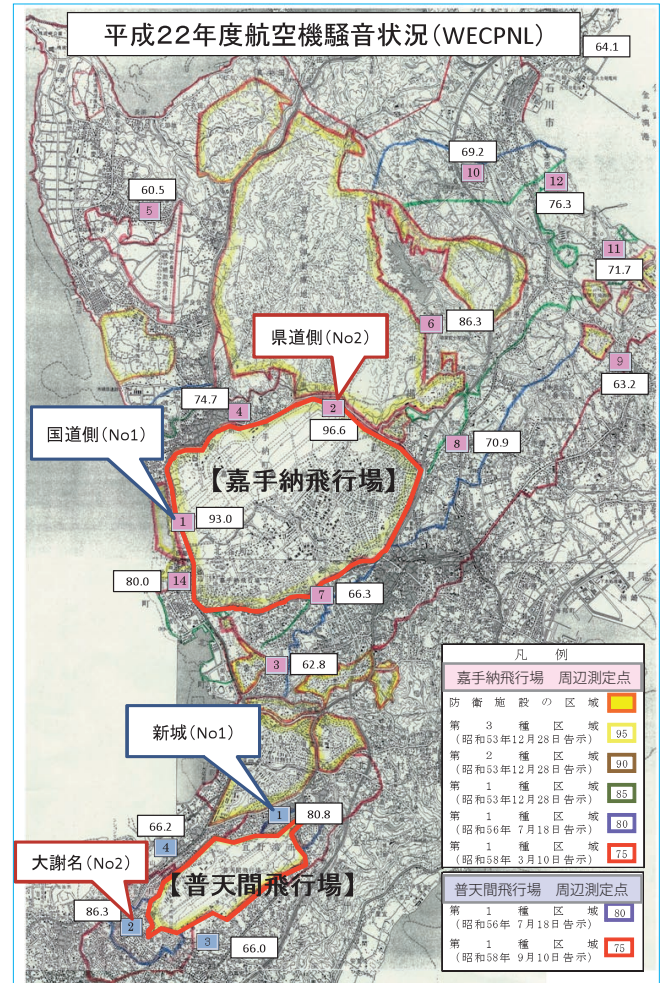
また、平成8年度から平成22年度までの過去15ヶ年の騒音状況の推移は、下図及び左図のとおりです。

嘉手納飛行場における騒音状況は、滑走路両端のWECPNL、騒音発生回数はおおむね横ばいとなっています。また、深夜・早朝(22時~07時)の騒音発生回数は滑走路両端の合計では、平成8年度は7,291回であり、平成22年度は2,533回となっております。

普天間飛行場における騒音状況は、滑走路両端付近のWECPNL、騒音発生回数は、測定条件を変更(ピーク騒音レベルが70dB以上かつ継続時間が5秒以上から3秒以上に変更)した平成21年度からは増加していますが、全体を見ればおおむね横ばいとなっています。また、深夜・早朝の騒音発生回数は滑走路両端付近の合計では、平成8年度は2,040回であり、平成22年度は629回となっております。

なお、測定結果の詳細については、当局のホームページに掲載しております。

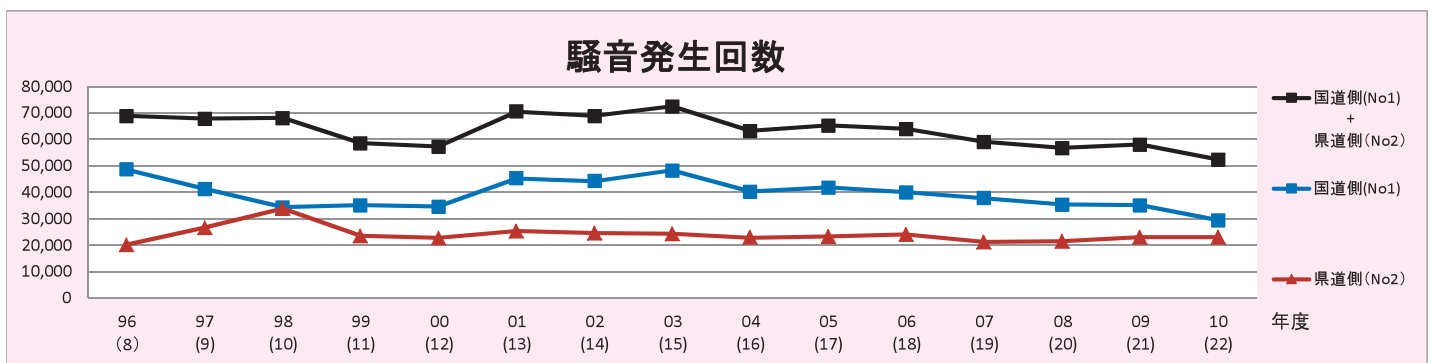
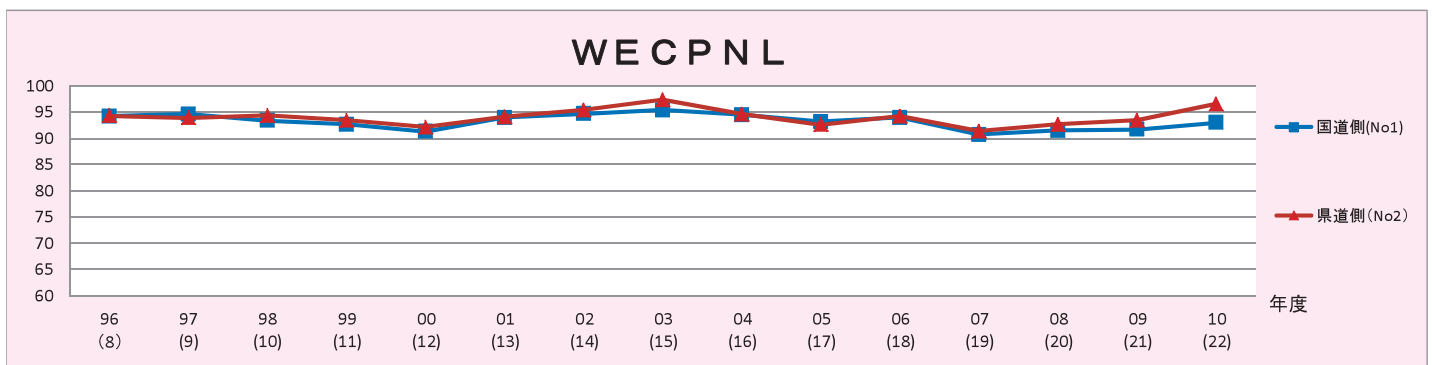
沖縄防衛局ホームページのアドレスは次のとおりです。
<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>



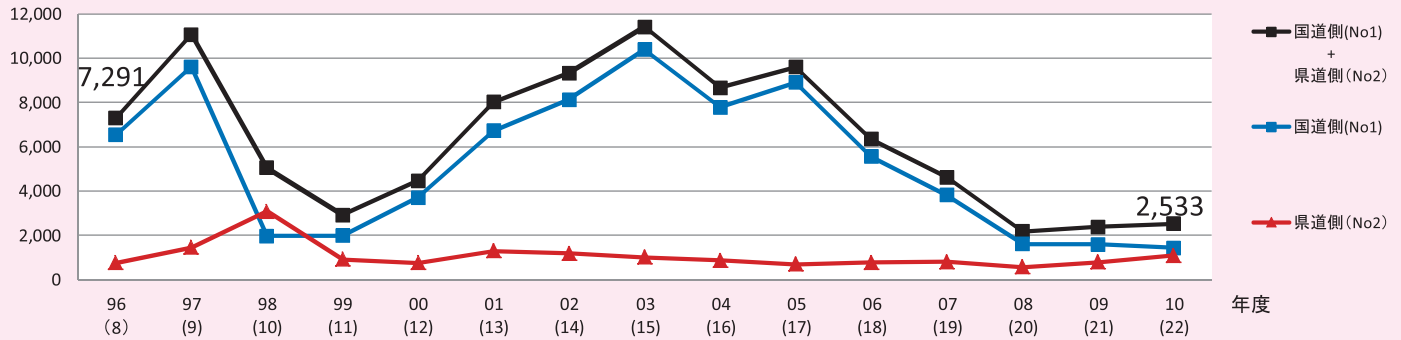
(※) WECPNLは、「Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level」(加重等価平均感覚騒音レベル)の略で、音響の強度(dB(A):デシベル)、ひん度、継続時間、発生時間帯などの諸要素により、多数の航空機から受ける騒音の総量(総暴露量)を1日の平均として総合的に評価する基準で、ICAO(国際民間航空機構)で提案された航空機騒音の「うるささ」を表す単位です。この評価方法は、環境省告示の「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年環境省告示第154号)において、同単位を用いて環境基準を定めています

過去15ヶ年の騒音状況の推移

【嘉手納飛行場】

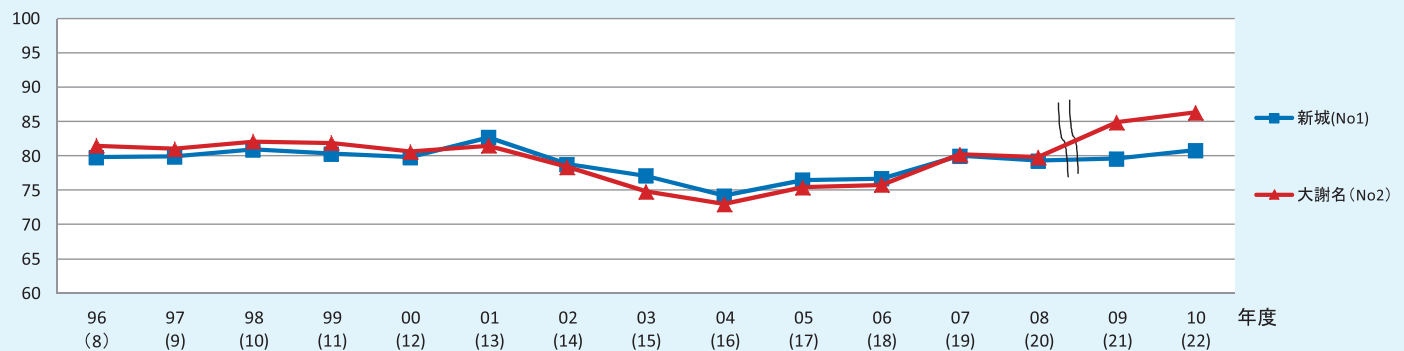


深夜(22時)～早朝(7時)の騒音発生回数

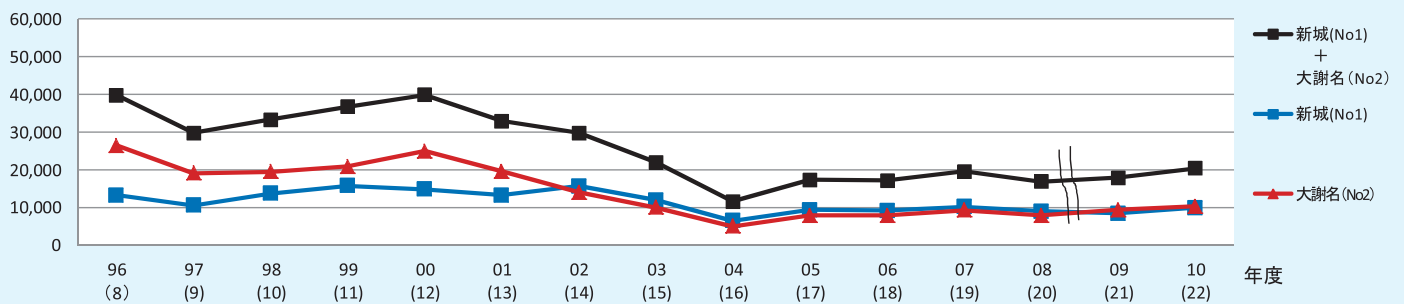


【普天間飛行場】

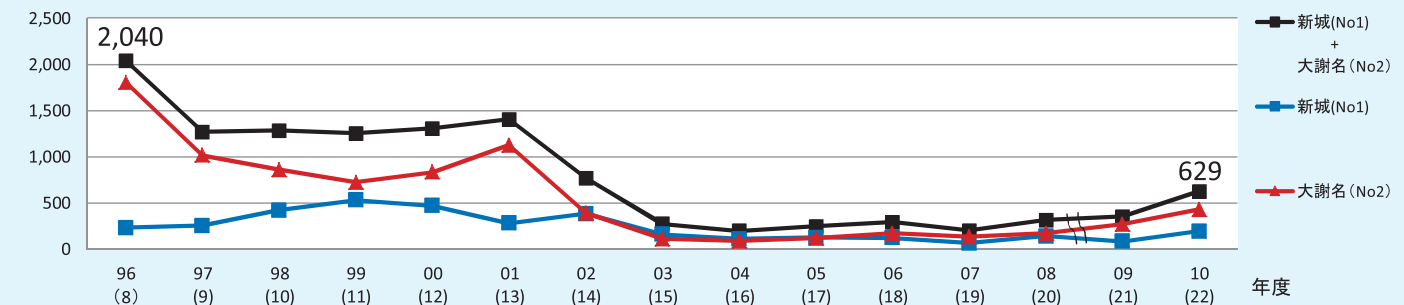
WECPNL



騒音発生回数



深夜(22時)～早朝(7時)の騒音発生回数



注：NO1及びNO2については平成21年2月から測定条件である継続時間の設定を5秒以上から3秒以上に変更

県内企業の工事受注機会拡大と実績

防衛施設の建設工事の発注につきましては、入札の公平性・透明性を確保するため原則として一般競争入札を、また、信頼性の高い防衛施設を確保するため、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮する総合評価方式を適用しています。

県内企業の受注機会拡大の施策としましては、一定額未満の工事について総合評価方式の地域評価型を採用、地域に根ざし当該地域住民に信頼が置かれ地域に精通することでより品質の高い施工が期待されるとの観点から地域への貢献度をその評価項目としており、この他にも、分離・分割発注の検討、競争参加資格の緩和等を実施して県内企業の入札参加機会の拡大に努めているところです。

沖縄防衛局における平成22年度工事発注について県内企業の受注実績は、総契約件数48件のうち、件数で37件、金額で約38億円、全体に占める割合は、件数で約77%、金額で約49%でした。

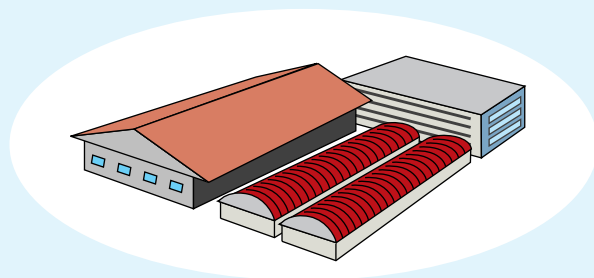
県内企業の受注率が21年度に比較し低下した要因としては、施工にあたり特殊な機械を用いる飛行場のコンクリート舗装や、全国的にも施工事例が少ない覆土式燃料タンク等の大型で特殊な技術を要する工事の割合が大きかったことが挙げられます。

また、平成22年度における県内企業の入札参加総数は、延べ269社（工事1件当たり平均約5.6社）となっております。

過去3年間における建設工事受注実績

		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		県外企業	県内企業	県外企業	県内企業	県外企業	県内企業
契約件数	件数 (件)	16	83	8	58	11	37
	県内企業受注率 (%)	84%		88%		77%	
契約金額	金額 (億円)	56	126	30	78	39	38
	県内企業受注率 (%)	69%		72%		49%	

当局としては、今後とも引き続き関係法令の枠組みの中で、県内企業受注機会の確保に努めて参りますので、皆様方の積極的な入札参加を期待しております。



ゴム移転事業についての疑問にお答えします！

- 在沖米海兵隊のゴム移転やゴム移転協定における日本側の費用負担率について「米軍ゴム移転費水増し」、「人数も水増し」等の報道がありました。ここでは、それらの疑問にお答えします。

Q. 2006年4月のロードマップ交渉時に、沖縄からゴムに移転する海兵隊約8千人という削減数は、日本国内での政治的な効果を最大限引き出すために、意図的に大きく見積もられたのですか。

- A. 在沖米海兵隊の実員数はその時々状況に応じて変動するため、こうした数字をベースにして削減数について議論することは適当ではありません。そのため、日米間の合意も、あくまでも定員ベースで、約1万8千人とされている在沖米海兵隊の定員から約8千人の定員を削減することとしたものであり、意図的に大きく見積もった等という実態は全くなく、米側も同様の認識です。

ゴムに移転する約8千人という海兵隊員の数が実員数ではなく定員であることは、ロードマップ交渉時から政府は国会答弁等（平成18年3月29日衆・外務委員会、平成19年3月1日衆・予算委員会等）において明示的に説明してきています。

Q. 2008年のゴム移転協定に係る交渉の中で、日本側負担率を見かけ上減らすため、本当は必要のない軍用道路10億ドルを水増ししていたとされていますが、現状はどうなっているのでしょうか。

- A. ゴム移転事業は、抑止力を維持しつつ、沖縄の負担を軽減するためのきわめて重要な事業であり、我が国政府が主体的・積極的に米側に働きかけて交渉した結果、ゴム移転に伴う経費について、日米の分担について合意したものです。具体的には、2006年5月のロードマップにおいて、28億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9億ドルを提供し、米国側は残りの経費を負担することとされています。

したがって、経費負担については、日米の割合を何%にしようという考え方で決めたものではありません。

ちなみに米側は、ゴム移転に伴う経費として、道路事業のために2010米会計年度において約4900万ドル、2011米会計年度において約6700万ドルをそれぞれ予算として計上しています。また、ゴム移転に関して米国政府が実施した環境影響評価手続においても、道路事業を実施することとしており、道路事業は実際に必要な事業とされていることは明らかになっています。

ゴム移転に伴う施設・インフラ整備にかかる経費の内訳

事業内容		財源	金額	
日本側の負担	司令部庁舎 教場 隊舎 学校等生活関連施設	財政支出 (真水)	28.0億ドル (上限)	
	家族住宅	出資	15.0億ドル	25.5億ドル
		融資等	6.3億ドル	
		効率化	4.2億ドル	
インフラ (電力、上下水道、廃棄物処理)	融資等	7.4億ドル (上限)		
計			60.9億ドル	
米国側の負担	ヘリ発着場 通信施設 訓練支援施設 整備補給施設 燃料・弾薬保管施設 などの基地施設	財政支出 (真水)	31.8億ドル	
	道路(高規格道路)	融資 又は真水	10.0億ドル	
	計		41.8億ドル	
総額			102.7億ドル	

※1 事業内容については計画段階における見積もりに基づくものであり、金額やスキームについては、今後変更があり得る。

※2 日本側の金額は総額に占める割合でコミットしたのではなく、施設やインフラの所要に基づき経費を分担するもの。経費については、今後、さらに事務的に精査される。日本側の財政支出(真水)は、協定上、「合衆国の2008会計年度ドル」(当該年度におけるドル・ベースでの購買力を基準に換算した実質価格)で28億ドルを上限。インフラは、環境影響評価決定書において、「合衆国の2008会計年度ドル」で7.4億ドルを上限と明記。

※3 家族住宅は、「効率化」の4.2億ドルにより、実質的には25.5億ドルから21.3億ドルに減額。

※4 出資や融資等は、米国が支払う家賃や使用料により将来回収される。

※5 沖縄からゴムへの海兵隊移動経費やゴムにおける海兵隊の活動経費は、総額102.7億ドルに含まれない。

※6 米国双方の財政支出(真水)は、基盤整備事業を含む。

キャンプ・ハンセンの土地の一部返還（恩納バイパス用地）について

平成23年4月29日、交通量増加対策と幹線機能の向上、特に海水浴シーズンの渋滞緩和を図るため、国道58号恩納バイパスの供用が開始されました。

この恩納バイパスの整備に当たっては、キャンプ・ハンセンの一部土地の返還が必要であったことから、平成8年3月、沖縄総合事務局の返還要請を受け、当局はその返還に向け返還地区の範囲に関し、米側と利害関係者との調整に鋭意努力をしてきました。その結果、平成15年1月の日米合同委員会で返還が合意され、本年4月28日に恩納バイパスの供用開始に合わせて当該用地（107,568㎡）の返還が実現しました。



地上デジタル放送への完全移行に伴うNHK沖縄放送局による難視聴対策に係る共同使用手続きについて

NHK沖縄放送局は、国の施策である平成23年7月からの地上デジタル放送への完全移行に伴い、沖縄本島北部の国頭村安波、安田、楚洲の3区において難視聴対策が必要となったことから、米軍北部訓練場内に新たに受信施設を設置し、その解消を図ることとし、当局に対し、地位協定第2条4項(a)に基づく共同使用の手続き方について、本年3月中旬に依頼を行ったところです。

しかしながら、当該手続きには、日米合同委員会による合意が必要であり、その合意までには、現地米軍及び土地所有者並びに在日米軍との間における調整、更には関係省庁との間においても調整を要し、その調整が整うまでには、通常、約1年半から2年程度の期間を要することから、地デジ完全移行までに同手続きを完了するのは厳しい状況でした。

そのため、当局は現地米軍に対し、日米合同委員会による合意及びその後の当該設置工事が完了するまでの間、当該3区では地デジによるローカル放送が受信できないことから、災害時等の緊急時に情報が伝わらないなど、日常生活に支障が生じることを説明の上、米軍の特段の配慮による当該設置工事の実施許可について鋭意調整を行った結果、現地米軍は本件の緊急性を考慮し、共同使用の手続きについては規定どおり進めるものの、本年4月からの工事着手については許可することとし、現在工事が進められているところです。

特定防衛施設周辺整備調整交付金の使途の拡充

防衛省では、ジェット機が離発着する飛行場や、砲撃、爆撃が実施されている演習場、面積の広大な防衛施設等については、その施設の存在や、これら施設で実施される訓練等により、周辺地域における生活環境や地域のまちづくりに大きな影響を及ぼしていることから、本来、市町村が実施すべき生活環境等の整備について、他の市町村と比較すると多大な努力を余儀なくされるという状況を踏まえ、国がその解決の一助となるよう、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（環境整備法）第9条に基づき、これら防衛施設（特定防衛施設）の関連市町村に対し、公共用の施設（体育館、道路、ごみ処理場等）の整備に充てるための費用を「特定防衛施設周辺整備調整交付金」として交付しています。

このような中、同交付金について、関係自治体から「使途をより自由にしてほしい」といった御要望や、平成21年11月の行政刷新会議の事業仕分けにおいて、「地域が自由に使いやすくすることで効果を高めるよう見直すべき」等の指摘がなされたことを踏まえ、従来の公共用の施設の整備（いわゆるハード事業）に加え、市町村が行う医療費助成などのいわゆるソフト事業を交付対象に追加する内容の法改正案を平成22年の通常国会に提出し、平成23年4月22日の衆院本会議において可決・成立、同27日から施行されました。

当局としては、今般の改正により交付の対象となるソフト事業について、実際に防衛施設の設置・運用による影響を受けている住民の方々の生活環境の改善等に効果的な形で事業を実施できるよう、地元自治体と連携して進めていきたいと考えています。



特定防衛施設関連市町村への説明会（平成23年5月27日）

改正の概要

現 行

公共用の施設の整備

- | | |
|------------------------|----------------|
| 1 交通施設及び通信施設 | 5 医療施設 |
| 2 スポーツ又はレクリエーションに関する施設 | 6 社会福祉施設 |
| 3 環境衛生施設 | 7 消防に関する施設 |
| 4 教育文化施設 | 8 産業の振興に寄与する施設 |



今般改正により、上記8項目の公共用の施設の整備に加え、いわゆるソフト事業（11項目）が追加となりました。

改 正 後

いわゆるソフト事業

- | | |
|---------------------|---|
| 1 防災に関する事業 | 8 産業の振興に寄与する事業 |
| 2 住民の生活の安全に関する事業 | 9 交通に関する事業 |
| 3 通信に関する事業 | 10 良好な景観の形成に関する事業 |
| 4 教育、スポーツ及び文化に関する事業 | 11 前各号に掲げるもののほか、生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業で防衛大臣が定めるもの |
| 5 医療に関する事業 | |
| 6 福祉に関する事業 | |
| 7 環境衛生に関する事業 | |

問い合わせ先：沖縄防衛局企画部 地方調整課（内線206,209）
企画部 周辺環境整備課（内線261,266）

嘉手納飛行場における海軍駐機場の移転の進捗状況 ～駐車場及びユーティリティの工事の実施合意が行われました！～

嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設については、S A C O最終報告における騒音軽減措置の一つとして、現有の海軍駐機場から滑走路の反対側に移転することが盛り込まれています。

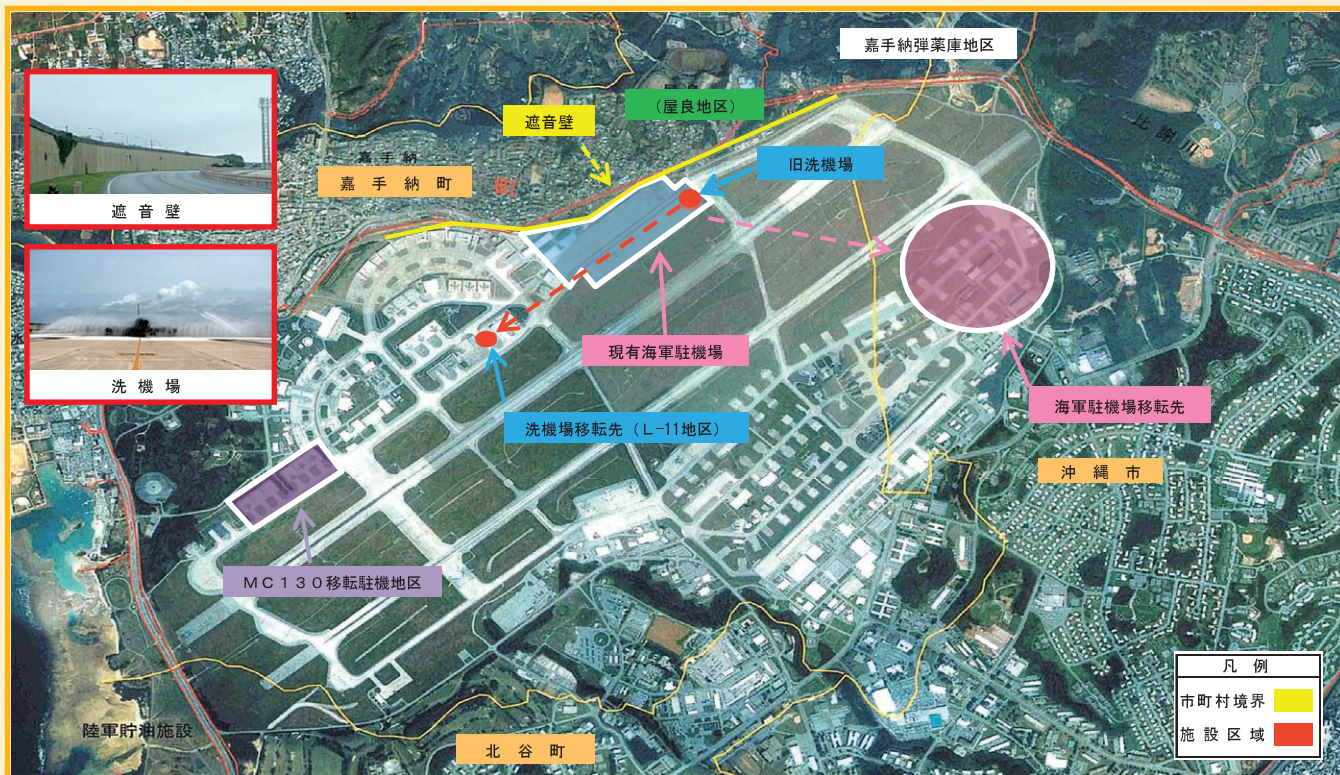
この移転に際しては、現在移転先に所在する駐機スペース、管理施設及び保管庫について、他の区域に移転又は撤去することが必要であり、今年度、この駐機スペースの移転工事及び管理施設の取壊し工事に着手する予定です。保管庫については来年度以降に移転することとしています。

また、現有の海軍駐機場に所在する駐機場、誘導路、整備格納庫、地上支援機器施設、食堂、液体酸素／液体窒素施設、統合駐車場及び関連するユーティリティ（電力、通信、給水等）等の移転先の整備については、平成21年2月の日米合同委員会において基本合意がなされ、このうち駐機場、誘導路等については昨年10月に実施合意がなされ、今年度、移転先における整備に着手する予定です。更に、本年4月、統合駐車場及びユーティリティについての実施合意がなされ、このうち今年度、駐車場の一部も整備に着手する予定です。

なお、整備格納庫、地上支援機器施設、食堂、液体酸素／液体窒素施設等については日米合同委員会において実施合意が得られ次第、順次着手していくこととしておりますが、駐機場移転先の現状が誘導路の機能を有していること等から、米軍の運用との整合を図りつつ、段階的に工事を実施することとしております。沖縄防衛局としては、周辺住民の方々の負担軽減を図るため、海軍駐機場移転の早期実現に向け努力してまいります。

【これまでに措置したS A C O最終報告における騒音軽減策】

- ・平成8年12月、MC-130航空機を海軍駐機場から同飛行場の国道58号沿いの既存空軍大型機駐機場に移転。
- ・平成12年7月、嘉手納飛行場北側に整備した遮音壁（全長約2,300m、高さ約5m）を提供。
- ・平成20年9月、周辺地域への洗浄水飛散による被害のため嘉手納町長から早期移転の要望があった洗機施設を、空軍大型機駐機場地区（L-11地区）に移転・整備し提供。



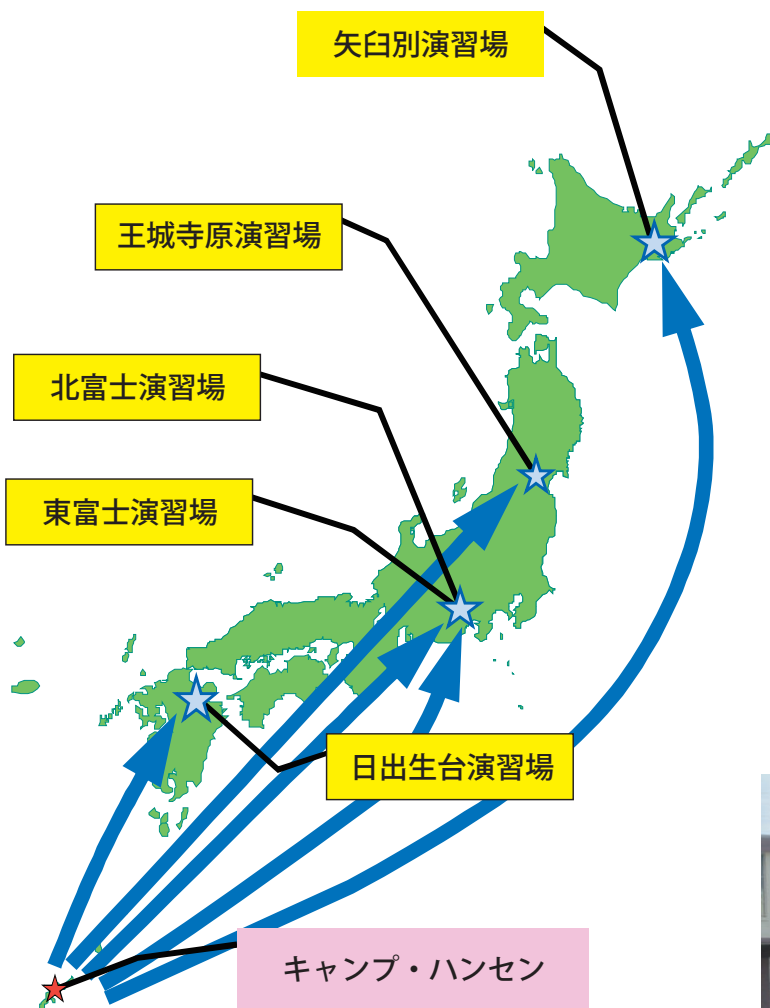
県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施への取組み

沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施について、当該訓練に係る当局の取組みについて紹介します。

県道104号線越え実弾射撃訓練とは？

在沖米海兵隊は、キャンプ・ハンセンにおいて、国道58号の恩納村字安富祖と東海岸線を通る国道329号沿いの金武町字金武をつなぐ長さ約8kmの県道104号線のうち、施設・区域内の区間（約3.5km）を封鎖して、同県道西側に所在する恩納岳を着弾地として同県道を挟んで4～5kmの射程距離での射撃訓練、いわゆる県道104号線越え実弾射撃訓練を実施していましたが、平成8年12月の日米特別行動委員会（SACO）の最終報告に基づき、沖縄県民の負担軽減のため、平成9年7月から本土5カ所の陸上自衛隊演習場で分散・実施しており、これまでに46回実施されています。

沖縄防衛局では、在沖米海兵隊がこの訓練を実施するにあたって必要な物資等の円滑な輸送のため、米軍や輸送業者と打合わせを重ね、輸送を確認するなどの業務を行っています。



本土5カ所の陸上自衛隊演習場で分散・実施



物資（コンテナ）輸送の様子



物資（車両）輸送の様子



訓練状況

「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」のパンフレット発行

「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」のパンフレットは、我が国周辺の安全保障環境が厳しさを増している中、在沖米海兵隊を含む在日米軍の意義及び役割について、広く皆様にご理解を深めていただくための一助となるよう作成したものです。

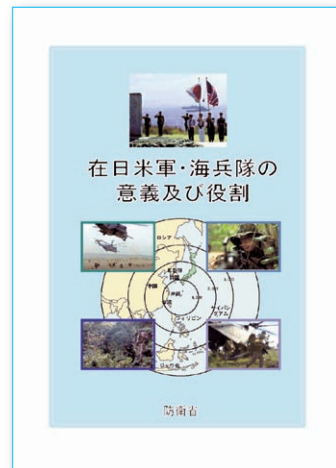
内容は、「1. 我が国周辺の安全保障環境」、「2. 日米同盟の意義と役割」、「3. 在日米軍の意義と役割」、「4. 沖縄の地政学的位置」、「5. 在沖海兵隊の意義と役割」、「6. 普天間飛行場国外・県外移設の検討」の6項目から構成されており、それぞれの項目について、一問一答形式をとりながら図や写真を取り入れ解りやすく説明しています。

当該パンフレットについては、現在、沖縄県を始め、県内の市町村、諸団体等に対し説明や配布を行っているところです。当局としては、今後とも引き続き丁寧に説明を行い、在沖海兵隊を含む在日米軍の意義及び役割について一層のご理解がいただけるよう努力していきたいと考えています。

なお、本パンフレットについては、当局報道室にてお渡ししますので、事前連絡の上おこし下さい。ただし、部数に限りがあるため、ご要望に添いかねることもありますことをご了承下さい。

また、各種団体の皆様から説明会開催についてのご要望があれば、別途ご相談に応じたいと思います。

連絡先：沖縄防衛局企画部基地対策室（電話：098-921-8181（内）221～223）



平成23年度防衛省職員採用試験（Ⅲ種）の概要

お知らせ

試験種類	項目	試験の程度	試験区分	受験資格	申込用紙配布開始日	受期 付間	第1次試験日	第1次者発表日	第2次試験日	最終合格発表日
Ⅲ種試験	行政職俸給表（一）1級の係員を採用するための試験	高校卒業程度	一般事務	平成2年4月2日 ～平成6年4月1日 生まれの者	5月16日（月）	7月1日（金） 7月19日（火）	9月25日（日）	10月17日（月）	10月下旬	11月18日（金）
		電気機械土木建築								

お知らせ

米軍基地での勤務を希望される方へ

駐留軍等労働者の事前募集受付中！

応募は24時間いつでも受付可能なインターネットがおすすめです！
HPアドレス：<http://www.lmo.go.jp> **LMO** **検索** で検索できます。

- 応募資格：沖縄県在住の満18才以上の方
- 受付時間：インターネットは毎日24時間受付中
- 窓口応募：通年受付中（土曜・日曜、祝日及び12月29日～翌年1月3日までを除く）
- 受付時間：午前9時～午後4時30分
- 応募方法：インターネット又は窓口のいずれか1回の応募で有効。
窓口応募の場合は、指定の応募用紙での応募が必要です。
応募用紙は下記受付窓口にて配布しています。



受付窓口・お問い合わせ先：独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構 沖縄支部
管理課：嘉手納町字屋良1058番地1（道の駅「かでな」隣り） TEL (098) 921-5532

来庁者の皆様へ

沖縄防衛局庁舎では、セキュリティの向上を図るため、入退館ゲートの運用を開始しました。このため、庁舎入館にあたっては、国家公務員ICカード身分証又は一時通行証が必要となります。詳しくは、当局ホームページ (<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>) をご覧下さい。



「はいさい」に対する皆様のご意見・ご感想などありましたらお聞かせ下さい。
連絡先：沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9 沖縄防衛局総務部報道室
メールアドレス：houdou@okinawa.rdb.mod.go.jp